

和光市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会設置要綱

平成20年告示第161号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく後期の和光市次世代育成支援対策行動計画(以下「計画」という。)の策定について、広く意見を求め、計画に反映させるため、和光市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次世代育成支援対策の実施に関し総合的視点に立って計画を検討し、その結果を市長に提言するものとする。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ・ 和光市次世代育成支援対策地域協議会の委員
- ・ 学識経験を有する者
- ・ 関係機関の職員
- ・ 関係団体を代表する者
- ・ 労働者の数が100人を超える市内の企業等の従業員

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第2条の規定による提言があった日限り、その効力を失う。